

平成25年度

人事委員会年報

岡山県人事委員会

# 目 次

第1章 人事委員会関係	1
1 人事委員会の設置	2
2 人事委員会の組織と権限	2
3 人事委員会の委員	3
4 人事委員会の運営	3
(1) 平成25年度 人事委員会開催状況	3
(2) 平成25年度 人事委員会議事一覧表	4
第2章 事務局の組織及び分掌事務等	11
1 事務局の組織	12
2 事務局職員の定数及び現員	12
3 事務局の事務分掌	12
4 事務局職員一覧表	13
5 人事委員会規則の制定改廃状況	14
6 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況	16
7 平成25年度の予算の状況	17
第3章 任用関係業務	18
1 採用試験	19
(1) 実施日程	19
(2) 受験資格及び試験方法	20
(3) 特徴と受験者の確保	21
(4) 平成25年度 試験概要	22
(5) 採用試験実施結果一覧	24
2 採用及び昇任の選考結果	26
第4章 給与関係業務	27
1 職員給与の実態	28
(1) 給料表別, 性別, 学歴別の職員構成	28
(2) 給料表別の平均給与月額等	29
2 民間給与の調査	30
(1) 調査事業所	30
(2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	30
(3) 諸手当の支給状況	31
3 職員の給与に関する報告及び勧告	31
(1) 職員給与と民間給与との較差	31
(2) 報告(むすび)	32
(3) 勧告	36
4 勧告実施の状況	36

第5章 勤務条件関係等業務	37
1 勤務条件	38
2 服務	38
3 その他	38
第6章 公平審査関係業務	39
1 勤務条件に関する措置要求	40
(1) 平成25年度において判定したもの	40
(2) 平成25年度において審査したもの	40
(3) 平成25年度において却下したもの	40
(4) 平成25年度において取下げのあったもの	40
2 不利益処分に関する不服申立て	40
(1) 平成25年度において裁決したもの	40
(2) 平成25年度において審査したもの	40
(3) 平成25年度において却下したもの	41
(4) 平成25年度において取下げのあったもの	41
(5) 平成25年度において打ち切ったもの	41
3 苦情処理	41
4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧	41
5 その他	41
第7章 職員団体関係業務	42
1 職員団体の登録	43
(1) 県関係	43
(2) 受託地方公共団体関係	43
2 管理職員等の範囲の指定	44
(1) 県関係	44
(2) 受託地方公共団体関係	44
第8章 労働基準監督機関関係業務	46
1 労働基準監督機関職権行使者	47
2 労働基準法別表第1の事業区分	47
3 労働基準法に基づく諸届の受理等	47
4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等	47

# 第 1 章

## 人事委員会関係

# 第1章 人事委員会関係

## 1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の第7条の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日に、岡山県人事委員会設置条例(昭和26年6月11日条例第34号)により設置された。

## 2 人事委員会の組織と権限

### (1) 組織

人事委員会は3人の委員をもって組織する合議制の機関である。

人事委員会が合議制の機関とされるのは、その職務が、勤務条件に関する措置の要求の審査や不利益処分不服申立てに対する裁決等に典型的に現れるように、中立かつ公平さを要求されることによるものである。

### (2) 権限

人事委員会の権限は、地方公務員法第8条に規定されており、これを機能的に大別すると次のとおりである。

行政 権 限	人事行政に関する事項を調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
	給与その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
	人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に意見を申し出ること。
	人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
	給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。
	職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
	職員の給与が、地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保する準司法的権限のために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
	職員の苦情を処理すること。
準 立 法 的 権 限	法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表の計画立案、給料表の報告、勧告、職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）。
	法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し人事委員会規則を制定すること。
	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置をとること。
準 司 法 的 権 限	職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
	学校医等の公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

### 3 人事委員会の委員

委員の任期は4年と規定されている。ただし、補欠委員の任期は前任の委員の残任期間とされる。

職・氏名	就任年月日	任期	備考
委員長 西田 秀史	平成18年10月13日	平成26年10月12日	2期目 平成22年10月26日から委員長
委員長職務代理者 佐藤 園	平成18年 7月16日	平成30年 7月15日	3期目 平成18年 8月10日から委員長職務代理者
委員 森 義郎	平成23年10月 6日	平成27年10月 5日	1期目 平成23年10月7日から労働基準監督機関職権行使者

### 4 人事委員会の運営

委員会の委員長は、3人の委員から互選によって選ばれ、委員長は委員会の事務を処理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員が職務を代理する。委員会の会議は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができないが、公務の運営等に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。議事の決定は、出席委員の過半数によることとなっており、議事については、委員長は他の委員と同一の権限を行使することとしている。

会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が召集する。会議は、原則として非公開であるが、委員会の議決によって公開とすることができる。議事は、議事録として記録しておかなければならない。

#### (1) 平成25年度 人事委員会開催状況

区 分	平成25年度
会 議	28回
議 案	122件
報 告 事 項	32件
そ の 他	18件

#### (2) 平成25年度 人事委員会議事一覧表 (資料1) のとおり

## 平成25年度人事委員会議事一覧表

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
4/9 (火)	1	議第1号 議第2号 議第3号 議第4号 議第5号 議第6号 報告事項	平成23年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 給料の調整額に関する規則の運用についての一部改正について 平成25年度岡山県職員A採用試験の実施について 平成25年度岡山県警察事務職員A採用試験の実施について 平成25年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験問題の決定について 選考により採用する職の範囲の一部改正について (1)平成24年度苦情相談の処理状況について (2)平成25年職種別民間給与実態調査の実施について (3)岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要
4/25 (木)	2	議第7号 議第8号 議第9号 議第10号 報告事項 その他	平成23年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 勤務条件に関する措置要求の受理について 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正について 給料の調整額に関する規則等の一部改正について (1)自治労連岡山県本部からの要請書受取の概要 (2)岡山県職員共闘会議との局長会見の概要 ・人事委員会委員による現地視察について
5/15 (水)	3	議第11号	条例案に対する人事委員会の意見について
5/21 (火)	4	議第12号 議第13号 議第14号 議第15号 議第16号 報告事項 その他	平成23年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 岡山県職員給与支給規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 勤勉手当の成績率等に関する協議及び回答について 平成25年度岡山県職員A採用試験第一次試験問題の決定について 平成25年度岡山県警察事務職員A採用試験第一次試験問題の決定について (1)平成25年第1号措置要求事案に係る回答書の受理等について (2)平成25年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験の実施状況について ・委員視察について ・岡山県警察官採用試験口述試験の試験員について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
6/10 (月)	5	議第17号 議第18号 議第19号 議第20号 議第21号 議第22号 その他	平成25年第1号措置要求事案に係る意見書の受理等について 条例案に対する人事委員会の意見について 平成25年度第1回岡山県警察官A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成25年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施について 平成25年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察事務職員B採用試験の実施について 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について ・委員視察について
7/16 (火)	6	議第23号 議第24号 議第25号 議第26号 議第27号 議第28号 議第29号 議第30号 報告事項	平成25年第1号措置要求事案に係る回答書等の受理及び判定書(案)等について 不服申立ての受理について 特別休暇の特例承認について 平成25年度岡山県職員A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成25年度岡山県警察事務職員A採用試験第一次試験合格者の決定について 平成25年度岡山県職員A採用試験論文試験の課題の決定について 平成25年度岡山県職員A採用試験口述試験の集団討論の課題の決定について 平成25年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験の実施について (1)平成25年職種別民間給与実態調査の実施状況について (2)任期付職員の募集について
7/30 (火)	7	議第31号 議第32号 議第33号 その他	平成25年第1号措置要求事案に係る判定書(案)について 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正について 平成25年度第1回岡山県警察官A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について ・岡山県職員A採用試験第二次試験の実施について ・任期付職員の募集について



月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
8 / 20 (火)	8	議第34号 議第35号 報告事項	本年の人事院勧告に係る人事委員会の対応案について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1)平成25年第1号不服申立事案に係る答弁書等の受理について
8 / 27 (火)	9	議第36号 議第37号 議第38号 議第39号 議第40号 議第41号 議第42号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成25年度岡山県職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成25年度岡山県警察事務職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 平成25年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第一次試験問題の決定について 平成25年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察事務職員B採用試験第一次試験問題の決定について 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (1)岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要について
9 / 3 (火)	10	議第43号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1)平成25年第1号不服申立事案に係る反論書等の受理について (2)全国人事委員会事務局長会議の概要について (3)警察本部における一級建築士の募集について
9 / 10 (火)	11	議第44号 議第45号 議第46号 議第47号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 平成25年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験の試験問題の決定について 平成25年度岡山県職員A採用試験(追加)の実施について 岡山県職員及び市町村立小・中学校事務職員採用試験実施基準の一部改正について (1)中国地方人事委員会協議会次長・給与主管課長会議の概要
9 / 17 (火)	12	議第48号 議第49号	条例案に対する人事委員会の意見について (岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部改正について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		議第50号	職員の給与等に関する報告及び勧告について
9/20 (金)	13	議第51号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1)岡山県職員共闘会議との局長会見の概要 (2)岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要
9/25 (水)	14	議第52号 議第53号	平成25年第1号不服申立事案に係る再答弁書等の受理について 職員の給与等に関する報告及び勧告について
10/1 (火)	15	議第54号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1)平成25年度(上半期)苦情相談の処理状況について (2)岡山県職員共闘会議との委員会見の概要 (3)岡山県公務・公共業務労働組合共闘会議及び岡山県労働組合会議からの要請書受取の概要
10/15 (火)	16	議第55号 議第56号 議第57号 議第58号 議第59号 報告事項	平成25年第1号不服申立事案に係る再反論書等の受理について 平成25年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第一次試験合格者の決定について 平成25年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察事務職員B採用試験第一次試験合格者の決定について 平成25年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験作文試験の課題の決定について 平成25年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験作文試験の課題の決定について (1)都道府県人事委員会の報告・勧告の状況
10/29 (火)	17	議第60号 報告事項	平成25年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験第一次試験合格者の決定について (1)平成25年第1号不服申立事案に係る準備手続の開催について (2)知事部局職員に係る解雇予告の除外認定について (3)平成25年都道府県人事委員会の報告・勧告の状況について
11/19 (火)	18	議第61号 議第62号	平成25年第1号不服申立事案に係る証人等の採否等について 不服申立ての受理について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		議第63号 議第64号 議第65号 議第66号 議第67号 その他	<p>勤勉手当の成績率等に関する協議及び回答について</p> <p>平成25年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>平成25年度岡山県職員A採用試験第一次試験合格者の決定について</p> <p>平成25年度岡山県職員A採用試験論文試験の課題の決定について</p> <p>平成25年度岡山県職員A採用試験口述試験の集団討論の課題の決定について</p> <p>・岡山県職員A採用試験の見直しについて</p>
12/3 (火)	19	議第68号 議第69号 議第70号 議第71号 議第72号 その他	<p>平成25年第1号不服申立事案に係る口頭審理の開催等について</p> <p>条例案に対する人事委員会の意見について</p> <p>職務の級の分類の承認について</p> <p>給料表の適用範囲に関する規則の一部改正について</p> <p>平成25年度身体障害者対象の岡山県職員等採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>・岡山県警察事務職員の名称変更について</p>
12/10 (火)	20	議第73号 議第74号 議第75号 議第76号 その他	<p>平成25年第1号不服申立事案に係る口頭審理進行要領等について</p> <p>平成25年第2号不服申立事案に係る答弁書等の受理について</p> <p>平成25年度第2回岡山県警察官採用試験及び警察事務職員B採用試験に係る最終合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について</p> <p>平成25年度岡山県職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>・岡山県職員A採用試験の見直しについて</p>
1/8 (水)	21	議第77号	平成25年度第2回岡山県警察官採用候補者名簿からの採用候補者削除について
1/17 (金)	22	議第78号 議題79号 報告事項 その他	<p>平成25年第1号不服申立事案に係る第2回口頭審理の開催等について</p> <p>岡山県職員倫理条例に係る贈与等報告書の審査について</p> <p>(1)教育委員会職員に係る解雇予告の除外認定について</p> <p>(2)平成25年度勤務条件等実態調査について</p> <p>・人事委員会議事の見直しについて</p> <p>・採用試験の見直しについて</p>

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県職員A採用試験の見直し</li> <li>・論文試験の見直し</li> <li>・警察官採用試験の見直し</li> </ul>
2/10 (月)	23	議第80号 議第81号 議第82号  議第83号 議第84号 報告事項 その他	<p>平成25年第1号不服申立事案に係る第2回口頭審理進行要領等について</p> <p>初任給調整手当に関する規則の一部改正について</p> <p>岡山県職員及び市町村立小・中学校事務職員採用試験論文試験・作文試験実施要領の一部改正について</p> <p>警察職員採用試験に係る実施基準等の一部改正について</p> <p>平成26年度岡山県職員等採用試験実施計画について</p> <p>(1)平成25年第2号不服申立事案に係る反論書の受理等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事委員会議事の見直しについて</li> <li>・岡山県職員A採用試験の見直しについて</li> </ul>
2/28 (金)	24	議第85号 議第86号 議第87号 議第88号  議第89号  議第90号 議第91号 議第92号 報告事項	<p>条例案に対する人事委員会の意見について</p> <p>岡山県職員特殊勤務手当の運用についての一部改正について</p> <p>職務の級の分類の承認について</p> <p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正について</p> <p>期末手当及び勤勉手当の運用について並びに管理職手当に関する規則第2条ただし書きに規定する職等の指定についての一部改正について</p> <p>職員の昇任及び採用の選考について</p> <p>警察職員採用試験に係る実施要領の一部改正について</p> <p>平成26年度第1回岡山県警察官A採用試験の実施について</p> <p>(1)平成25年第1号不服申立事案に係る最終陳述書等の受理について</p>
3/3 (月)	25	議第93号 議第94号 議第95号  議第96号 議第97号 報告事項 その他	<p>平成25年第1号不服申立事案に係る第2回口頭審理調書の送付について</p> <p>岡山県人事委員会議事規則の一部改正について</p> <p>初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について</p> <p>地域手当の運用についての一部改正について</p> <p>職員の昇任及び採用の選考について</p> <p>(1)自治労岡山県本部からの要求書受取の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県職員A採用試験の見直しについて（適性検査）</li> </ul>

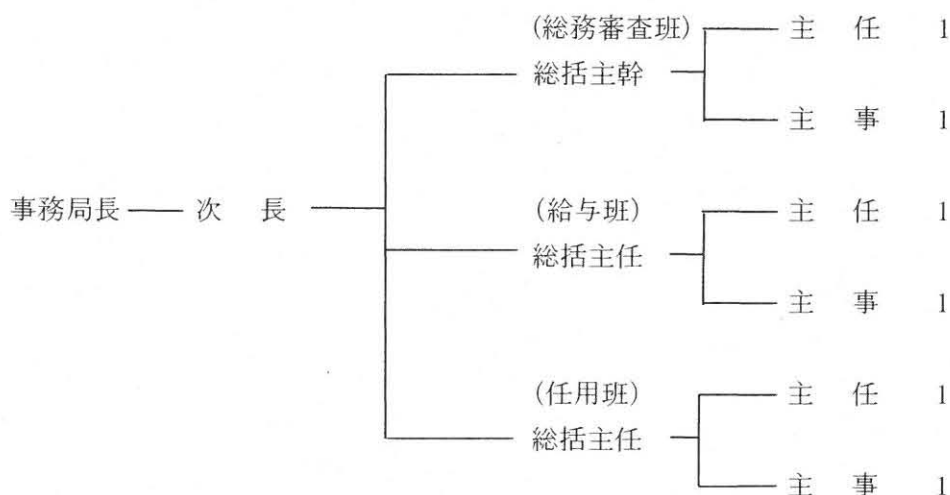
月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
3 / 1 4 (金)	26	議第98号 議第99号 議第100号 議第101号 報告事項 その他	平成25年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 岡山県費負担教職員の給与に関する規則等の一部改正について 通勤手当に関する規則等の一部改正について 復職時等における号給の調整についての一部改正について (1)岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要 (2)職員の採用の選考について ・岡山県職員A採用試験の見直しについて(第一次面接の実施案)
3 / 2 0 (木)	27	議第102号 議第103号 議第104号 議第105号 議第106号 議第107号 議第108号 議第109号 議第110号 議第111号 議第112号	職務の級の分類の承認について 企業職員の任用に関する職務の級について 職員の昇任及び採用の選考について 岡山県費負担教職員の給与に関する規則等の一部改正について 通勤手当に関する規則等の一部改正について 宿日直手当に関する規則の運用についての一部改正について 宿日直勤務の承認について 通勤手当(新幹線鉄道等利用)に係る人事委員会の承認について 岡山県職員及び市町村立小・中学校事務職員採用試験に係る口述試験実施要領等の制定及び廃止について 平成25年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 平成26年4月1日人事異動に伴う協議について
3 / 2 4 (月)	28	議第113号 議第114号 議第115号 議第116号 議第117号 議第118号 議第119号 議第120号 議第121号 議第122号 報告事項	職員の昇任及び採用の選考について 平成26年4月1日人事異動に伴う協議について 平成26年4月1日人事異動に伴う事務局職員の任免について 職制改正等に伴う人事委員会規則等の一部改正について 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正について 給料表の適用範囲に係る人事委員会の承認について 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 任期付職員の採用の承認について 平成25年第1号不服申立事案に係る裁決書(案)について 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について (1)岡山県職員共闘会議からの要求書及び要請書受取の概要

## 第 2 章

### 事務局の組織及び分掌事務等

## 第2章 事務局の組織及び分掌事務等

### 1 事務局の組織



### 2 事務局職員の定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 11人

人事委員会事務局の職員現員 11人

[岡山県職員定数条例第2条6号]

### 3 事務局の事務分掌

班	事務分掌
総務審査班	1 事務局の事務の総合調整に関する事
	2 人事委員会の会議及び議事に関する事
	3 事務局職員の任免その他人事に関する事
	4 事務局職員の福利厚生に関する事
	5 公印の管守並びに文書及び物件の收受・発送及び保管に関する事
	6 予算経理及び物品出納に関する事
	7 不利益処分不服申立てに関する事
	8 勤務条件に関する措置の要求に関する事
	9 分限・懲戒及び服務の手續に関する事
	10 勤務時間その他の勤務条件に関する事
	11 労働基準監督に関する事
	12 退職手当審査会に関する事
給与班	1 給与等に関する報告及び勧告に関する事
	2 民間給与実態調査に関する事
	3 職員給与実態調査に関する事
	4 給料表に関する事
	5 諸手当その他給与制度に関する事
	6 初任給・昇格・昇給等に関する事
	7 給与支払いの監理に関する事

任用班	1	採用試験に関すること
	2	選考に関すること
	3	臨時的任用に関すること
	4	職員団体に関すること
	5	苦情相談に関すること

#### 4 事務局職員一覧表(平成25年4月1日現在)

所 属	職 名	氏 名	備 考
	局 長	森 廣 伸 之	
	次 長	花 田 修 一	
総務審査班	総括主幹	小 川 幸 雄	
	主任	高 山 英 樹	
	主 事	吉 田 真 規 子	
給 与 班	総括主任	藤 本 賀 隆	
	主任	渡 邊 展 久 子	
	主 事	神 田 聡 子	
任 用 班	総括主任	吉 見 桂 子	
	主任	井 上 博 元 登 太	
	主 事	立 石 元 太	

#### 5 人事委員会規則の制定改廃状況

(資料2)のとおり

#### 6 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

(資料3)のとおり

#### 7 平成25年度の予算の状況

(資料4)のとおり



(資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
17	25.5.17	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	近年の業務委託等に伴い、所要の改正を行う。	公布日
18	25.6.11	岡山県職員給与支給規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益法人の名称変更に伴い、所要の改正を行う。	公布日
19	25.6.28	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係市村における組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について改正を行う。	公布日
20	25.8.23	勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	規定の整備を行うために所要の改正を行う。	公布日
21	25.9.10	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職の新設・改廃に伴い、所要の改正を行う。	公布日
22	25.9.10	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係市における人事異動に伴い、管理職員等の範囲について改正を行う。	公布日
23	25.10.1	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事評価結果等の反映に伴い、所要の改正を行う。	25.10.1
24	25.12.17	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	倉敷まきび支援学校の新設に伴い、所要の改正を行う。	26.1.1
1	26.2.25	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	獣医師に係る初任給調整手当についての条例の改正に伴い、所要の改正を行う。	26.4.1
2	26.3.18	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	派遣職員の給与の支給割合の算定方法について、具体的に規定する。	26.4.1
3	26.3.18	岡山県人事委員会議事規則の一部を改正する規則	人事委員会の権限に属する事項について、委員長が専決処分できるよう規定する。	26.4.1
4	26.3.25	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	研究休職や外国派遣の対象となった職員等について、所要の改正を行う。	26.4.1
5	26.3.25	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	研究休職や外国派遣の対象となった職員等について、所要の改正を行う。	26.4.1
6	26.3.25	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	研究休職や外国派遣の対象となった職員等について、所要の改正を行う。	26.4.1
7	26.3.31	岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	学校の廃校等に伴い、所要の改正を行う。	26.4.1
8	26.3.31	寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	学校の廃校等に伴い、所要の改正を行う。	26.4.1

(資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施 行 年 月 日 (適用年月日)
9	26.3.31	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	学校の廃校等に伴い、所要の改正を行う。	26.4.1
10	26.3.31	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣することができる公益的法人等を削除する。	26.4.1
11	26.3.31	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職の新設又は廃止等に伴い、管理職手当を支給する職及びその区分等の改正を行う。	26.4.1
12	26.3.31	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職の新設・改廃等に伴い、所要の改正を行う。	26.4.1

(資料3)

### 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

年月日	条例案	意見
25.5.15	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例 (岡山県職員給与条例の一部を改正する条例に限る。)	異議なし
25.6.10	職員の給与等の特例に関する条例	職員の給与は、本来、地方公務員法に定める均衡の原則及び情勢適応の原則等に基づき決定されるべきものであるが、本県においては、極めて深刻な財政状況を理由に、長きにわたって給与の決定原則に反した特例措置が行われてきており、本委員会としては、これまでも、特例措置の早期解消を繰り返し述べてきたところである。 こうした中、平成25年度から本来の原則によって職員の給与が支払われるようになった矢先に、国からの要請を受けて特例措置が行われることは、地方公務員法に定める給与決定の原則に反するものであり、誠に残念であるばかりでなく、職員の士気に及ぼす影響も危惧される。 しかしながら、本県の行財政運営を考慮した上での平成25年度限りの特例的な措置であることや、主要な職員団体も受け入れていることなどから、やむを得ないものとする。
25.9.17	岡山県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	異議なし
25.12.3	岡山県職員給与条例の一部を改正する条例	異議なし
	岡山県職員給与条例及び岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	一部に勧告の内容と異なる部分があるが、諸般の事情を勘案すればやむを得ないものとする。
26.2.28	知事等の給与の特例に関する条例 (一般職の職員に適用される部分に限る。)	諸般の事情を勘案すればやむを得ないものとする。
	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	異議なし

(資料4)

## 平成25年度の予算の状況

当初予算額事項別一覧表

(単位:千円)

分類	事 項 名	平成24年度 予算額	財源内訳		平成25年度 予算額	財源内訳		対前年比 (%)	説 明
			特定	一般		特定	一般		
D	人事委員会費	6,838		6,838	7,509		7,509	109.8	委員報酬等経費 (報酬額) 平成23年4月1日改定 委員長:日額 35,000円(条例単価) 月額 45,000円(条例単価) 委員:日額 30,000円(条例単価) 月額 35,000円(条例単価)
D	人事委員会事務局 運 営 費	14,857	472	14,385	14,444	468	13,976	97.2	人事委員会事務局運営費 13,976 受託公平委員会事務費 468 10市12町村39一部事務組合に係る 公平委員会の受託事務費(年額) 市 30千円/年 町村 9千円/年 (職員数100人以上) 町村 6千円/年 (職員数100人未満) 一部事務組合 2千円/年
D	人事委員会事務局 職 員 費	98,533		98,533	91,614		91,614	93.0	人件費 11名分
	基準行政運営費 (事務局合計)	120,228	472	119,756	113,567	468	113,099	94.4	

## 第 3 章

### 任用關係業務

### 第3章 任用関係業務

#### 1 採用試験

##### (1) 実施日程

試験名	公示日	申込受付期間	第一次試験日 試験会場	第二次試験日	最終合格発表日	
岡山県職員A採用試験	4月26日	5月8日 ～ 5月30日	6月30日 岡山大学 明治学院大学	8月4日 ～ 8月7日	8月28日	
岡山県職員A採用試験(追加)	9月20日	9月20日 ～ 10月18日	11月3日 岡山県自治研修所	12月2日	12月11日	
岡山県職員B採用試験	7月11日	8月1日 ～ 8月21日	9月29日 岡山大学	11月1日 11月5日 ～ 11月7日	11月20日	
市町村立小・中学校事務職員採用試験						
身体障害者対象の 岡山県職員 市町村立小・中学校事務職員採用試験	8月23日	8月23日 ～ 9月27日	10月20日 岡山県自治研修所	11月16日	12月4日	
岡山県警察官等採用試験	警察官A (男性・女性) (平成25年10月採用)	3月13日	3月13日 ～ 4月15日	5月12日 岡山朝日高校 5月11日、18日 岡山県警察学校	7月11日 ～ 7月15日	7月31日
	警察官A (男性・女性)					
	警察事務職員A	4月26日	4月26日 ～ 5月30日	6月30日 岡山大学	8月15日 ～ 8月16日	8月28日
	警察官A (男性・女性)	7月11日	7月11日 ～ 8月21日	9月22日 岡山大学 9月21日、23日 岡山県警察学校	11月23日 ～ 11月26日	12月11日
	警察官B (男性・女性)					
警察事務職員B	7月11日	7月11日 ～ 8月21日	9月22日 岡山大学	11月23日 ～ 11月26日	12月11日	

(2) 受験資格及び試験方法

試験区分		受験資格	第一次試験	第二次試験
県	< 県職員 A > 行政、化学、農業、 土木、農業土木、 林業、建築、電気	・昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 ・平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者	・教養試験 択一式 2時間30分 ・専門試験 択一式 2時間 ・適性検査	・論文試験 ・口述試験
	< 県職員 A (追加) > 土木	・昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 ・平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者	・教養試験 択一式 2時間 ・専門試験 択一式 2時間 ・適性検査	・論文試験 ・口述試験
職員等	< 県職員 B > 事務	・平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者を除く。	・教養試験 択一式 2時間 ・適性検査	・作文試験 ・口述試験
	市町村立小・中学校 事務職員	A	・昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者	
		B	・平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	
身体障害者を対象とした ・県職員 ・市町村立小・中学校事務職員	・自力で通勤ができ、介護者なしに職務遂行できる者で、次に掲げる全ての要件を満たす者 ①昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 ②身体障害者手帳の交付を受けている者 ③活字印刷文による出題に対応できる者	・教養試験 択一式 2時間 ・適性検査	・作文試験 ・口述試験	
警察官等	警察官 A (男性) 平成25年10月採用	・昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成25年9月30日までに卒業見込みの者	・教養試験 択一式 2時間 ・論文試験 1時間 ・適性検査 3時間程度 ・体力試験 ・身体検査 <sup>1</sup> ・資格加點	・口述試験 ・身体検査 <sup>2</sup>
	警察官 A (女性) 平成25年10月採用	・同上	・同上	・同上

試験区分		受験資格	第一次試験	第二次試験
警	警察官(男性) A	・昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者・・・①	・教養試験 択一式 2時間 論文試験 1時間 ・適性検査 ・体力試験 ・身体検査 <sup>1</sup> ・資格加 <sup>1</sup>	・口述試験 ・身体検査 <sup>2</sup>
	警察官(女性) A	・同上	・同上	・同上
官	警察官(男性) B	・昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、Aの受験資格上記(①)に該当しない者	・教養試験 択一式 2時間 作文試験 1時間 ・適性検査 ・体力試験 ・身体検査 <sup>1</sup> ・資格加 <sup>1</sup>	・口述試験 ・身体検査 <sup>2</sup>
	警察官(女性) B	・同上	・同上	・同上
等	警察事務職員 A	・昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 ・平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者(同等と認める者を含む。)又は平成26年3月31日までに卒業見込みの者・・・①	・教養試験 択一式 2時間30分 論文試験 1時間 ・適性検査	・口述試験
	警察事務職員 B	・平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、Aの受験資格上記(①)に該当しない者	・教養試験 択一式 2時間 作文試験 1時間 ・適性検査	・口述試験

(3) 特徴と受験者の確保

ア 申込者は、県職員Aでは対前年比約7%減(土木追加募集分を除く。)、県職員Bについては約9%減であった。

また、警察官については約14%減となった。

イ 受験者の確保に向けて、採用説明会を開催(5月、8月)するとともに、職種別の説明会等を開催した(1~3月)。



(4) 平成25年度試験概要  
① (県職員関係等)

試験名	試験区分	採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)	受験率 (%)	第一 次 合 格 者 (人)	第二 次 受 験 者 (人)	最 終 合 格 者 (人)	競争率 (倍)	採用者 (人)
県職員A 公示 4月28日 一次 6月30日 一次合格発表: 7月17日 二次 8月4日 8月5日~8月7日 二次合格発表: 8月28日	行政	24	(153) 404	(98) 276	68.3	(14) 73	(13) 71	(7) 30	9.2	(6) 24
	行政(情報)									
	化学	1	(5) 32	(2) 21	65.6	4	3	2	10.5	1
	衛生									
	農業	2	(13) 32	(9) 24	75.0	(1) 8	(1) 8	(1) 2	12.0	(1) 1
	土木	11	(8) 39	(3) 20	51.3	(3) 17	(3) 16	(3) 9	2.2	(2) 7
	農業土木	2	(2) 9	( ) 5	55.6	4	4	2	2.5	2
	畜産									
	林業	3	(2) 6	(2) 6	100.0	(1) 3	(1) 3	(1) 3	2.0	(1) 3
	建築	2	(1) 7	(1) 5	71.4	(1) 3	(1) 3	( ) 2	2.5	2
	電気	3	17	13	76.5	9	9	3	4.3	3
	計	48	(184) 546	(115) 370	67.8	(20) 121	(19) 117	(12) 53	7.0	(10) 43
	県職員A(追加) 公示 8月20日 一次 11月3日 一次合格発表: 11月20日 二次 12月2日 二次合格発表: 12月11日	土木	3	(3) 55	(1) 40	72.7	21	15	7	5.7
計	3	(3) 55	(1) 40	72.7	21	15	7	5.7	7	
県職員B 公示 7月11日 一次 9月28日 一次合格発表: 10月18日 二次 11月1日 11月5日~11月7日 二次合格発表: 11月20日	事務	7	(21) 60	(18) 50	83.3	(8) 21	(8) 20	(5) 7	7.1	(5) 7
計	7	(21) 60	(18) 50	83.3	(8) 21	(8) 20	(5) 7	7.1	(5) 7	
市町村立小・中学校事務 (県職員Bと同じ)	A	12	(174) 357	(122) 246	68.9	(16) 41	(16) 36	(10) 17	14.5	(7) 12
B	11	(37) 92	(29) 80	87.0	(14) 40	(14) 40	(7) 15	5.3	(7) 11	
計	23	(211) 449	(151) 326	72.6	(30) 81	(30) 76	(17) 32	10.2	(14) 23	
身体障害者対象 公示 8月23日 一次 10月20日 一次合格発表: 10月30日 二次 11月16日 二次合格発表: 12月4日	県職員(事務)	4	(4) 16	(4) 14	87.5	(4) 13	(4) 12	(3) 4	3.5	(2) 3
小・中学校 事務	2	(4) 15	(4) 13	86.7	(4) 13	(4) 12	(3) 2	6.5	2	
計	6	(4) 16	(4) 14	87.5	(4) 13	(4) 12	(3) 6	2.3	(2) 5	
県職員等合計		87	(423) 1,126	(289) 800	71.0	(62) 257	(61) 240	(37) 105	7.8	(31) 85
総合計		260	(1,013) 3,080	(679) 2,131	69.2	(243) 962	(224) 870	(95) 327	6.5	(61) 269

注: ( ) は、女性で内数 身体障害者対象採用試験の計は、併願者を1人分として計上

②(警察関係)

試験名	試験区分	採用	申込者	受験者	受験率	第一次	第二次	最終	競争率	採用者
		予定者 (人)	(人)	(人)	(%)	合格者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)	***/***	(人)
第1回警察官 公示 3月13日 一次 5月12日 5月11,18日 一次合格発表: 6月12日 二次 7月11日~15日 二次合格発表: 7月31日	警察官A (男性)10月	25	156	113	72.4	80	75	28	4.0	26
	警察官A (女性)10月	5	31	19	61.3	14	14	6	3.2	4
	小計	30	187	132	70.6	94	89	34	3.9	30
	警察官A (男性)4月	46	417	277	66.4	190	163	71	3.9	49
	警察官A (女性)4月	11	126	76	60.3	51	45	15	5.1	12
	小計	57	543	353	65.0	241	208	86	4.1	61
	計	87	(157) 730	(95) 485	66.4	(85) 335	(59) 297	(21) 120	4.0	(16) 91
警察事務職員A 公示 4月26日 一次 6月30日 一次合格発表: 7月17日 二次 8月15日~16日 二次合格発表: 8月28日	警察事務 職員A	16	(245) 435	(173) 313	72.0	(50) 82	(47) 72	(20) 21	14.9	(18) 19
第2回警察官 警察事務職員B 公示 7月11日 一次 9月22日 9月21,23日 一次合格発表:10月16日 二次 11月23日~26日 二次合格発表:12月11日	警察官A (男性)	25	263	171	65.0	98	94	30	5.7	27
	警察官A (女性)	6	62	29	46.8	19	18	7	4.1	7
	小計	31	325	200	61.5	117	112	37	5.4	34
	警察官B (男性)	30	311	219	70.4	116	104	32	6.8	29
	警察官B (女性)	5	75	52	69.3	28	26	9	5.8	8
	小計	35	386	271	70.2	144	130	41	6.6	37
	警察事務 職員B	4	(51) 78	(41) 62	79.5	(19) 27	(13) 19	(1) 3	20.7	(1) 3
計	70	(188) 789	(122) 533	67.6	(66) 288	(57) 261	(17) 81	(16) 6.6	(16) 74	
警察官計	警察官A	(22) 118	(219) 1,055	(124) 685	64.9	(84) 452	(77) 409	(28) 157	4.4	(23) 125
	警察官B	(5) 35	(75) 386	(52) 271	70.2	(28) 144	(26) 130	(9) 41	6.8	(8) 37
	合計	(27) 153	(294) 1,441	(176) 956	66.3	(112) 596	(103) 539	(37) 198	4.8	(31) 162
その他警察職員計	20	(296) 513	(214) 375	73.1	(69) 109	(60) 91	(21) 24	15.6	(19) 22	
警察合計	173	(590) 1,954	(390) 1,331	68.1	(181) 705	(163) 630	(58) 222	6.0	(50) 184	

注: ( ) 内は, 女性で内数

(5) 採用試験実施結果一覧

試験区分	23年度				24年度				25年度				
	申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	
行政	(187) 527	(98) 313	(15) 29	(10) 22	(167) 445	(99) 282	(11) 34	(8) 29	(153) 404	(98) 276	(7) 30	(6) 24	
行政 (情報)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学	(13) 67	(7) 43	(0) 6	(0) 5	(9) 44	(5) 27	(0) 3	(0) 3	(5) 32	(2) 21	(0) 2	(0) 1	
衛生	(18) 24	(15) 19	(2) 2	(2) 2	(10) 15	(6) 11	(3) 4	(2) 3	-	-	-	-	
農業	-	-	-	-	-	-	-	-	(13) 32	(9) 24	(1) 2	(1) 1	
土木	(4) 39	(1) 16	(1) 8	(1) 7	(5) 36	(2) 21	(1) 7	(1) 7	(8) 39	(3) 20	(3) 9	(2) 7	
農業土木	(2) 7	(1) 3	-	-	(1) 4	(0) 3	(0) 1	(0) 1	(2) 9	(0) 5	(0) 2	(0) 2	
畜産	-	-	-	-	(5) 13	(3) 7	(1) 2	(1) 2	-	-	-	-	
林業	-	-	-	-	(2) 4	(2) 4	(0) 1	(0) 1	(2) 6	(2) 6	(1) 3	(1) 3	
建築	(5) 13	(2) 7	(1) 3	(1) 3	(2) 9	(2) 6	(1) 2	(1) 2	(1) 7	(1) 5	(0) 2	(0) 2	
電気	(0) 29	(0) 21	(0) 4	(0) 4	(1) 20	(1) 14	(0) 2	(0) 2	(0) 17	(0) 13	(0) 3	(0) 3	
計	(229) 706	(124) 422	(19) 52	(14) 43	(202) 590	(120) 375	(17) 56	(13) 50	(184) 546	(115) 370	(12) 53	(10) 43	
県職員A	土木(追加)	-	-	-	-	-	-	-	(3) 55	(1) 40	(0) 7	(0) 7	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	(3) 55	(1) 40	(0) 7	(0) 7	
県職員B	事務	(21) 42	(19) 38	(2) 3	(2) 2	(27) 66	(20) 54	(3) 8	(3) 8	(21) 60	(18) 50	(5) 7	(5) 7
小計	(21) 42	(19) 38	(2) 3	(2) 2	(27) 66	(20) 54	(3) 8	(3) 8	(21) 60	(18) 50	(5) 7	(5) 7	
小・中学校事務	小・中学校事務職員A	(235) 408	(160) 296	(11) 15	(6) 9	(187) 343	(127) 233	(10) 16	(8) 13	(174) 357	(122) 246	(10) 17	(7) 12
小・中学校事務職員B	(49) 83	(37) 66	(9) 15	(8) 13	(50) 101	(39) 83	(11) 16	(10) 14	(37) 92	(29) 80	(7) 15	(7) 11	
小計	(284) 491	(197) 362	(20) 30	(14) 22	(237) 444	(166) 316	(21) 32	(18) 27	(211) 448	(151) 326	(17) 32	(14) 23	
身体障害者対象	県職員(事務)	(2) 14	(2) 14	(1) 4	(1) 3	(5) 19	(5) 18	(1) 4	(1) 3	(4) 16	(4) 14	(3) 4	(2) 3
小・中学校事務職員	-	-	-	-	(0) 0	-	-	-	(4) 15	(4) 13	(0) 2	(0) 2	
小計	-	-	-	-	(5) 19	(5) 18	(1) 4	(1) 3	(4) 16	(4) 14	(3) 6	(2) 5	
県職員等合計	(536) 1,253	(342) 836	(42) 89	(31) 70	(471) 1,119	(311) 763	(42) 100	(35) 88	(423) 1,126	(289) 800	(37) 105	(31) 85	

※ ( ) は女性で内数

※身体障害者対象採用試験の計は、併願者を1人分として計上

試験名	試験区分		23年度				24年度				25年度				
			申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	申込者	受験者	合格者	採用者	
警察官	警察官 (男性) 10月採用	A	190	132	27	25	192	149	32	30	156	113	28	26	
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	警察官 (女性) 10月採用	A	44	24	6	6	35	15	4	4	31	19	6	4	
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	警察官 (男性) 4月採用	A①	483	330	67	48	488	348	76	49	417	277	71	49	
		A②	405	247	32	29	341	217	31	26	263	171	30	27	
		B	291	195	36	33	265	186	36	32	311	219	32	29	
	警察官 (女性) 4月採用	A①	141	75	10	10	156	88	11	7	126	76	15	12	
		A②	101	53	7	7	105	57	10	9	62	29	7	7	
		B	88	51	6	6	91	58	6	5	75	52	9	8	
	計		(372)	(203)	(29)	(29)	(387)	(218)	(31)	(25)	(294)	(176)	(37)	(31)	
			1,751	1,107	191	164	1,673	1,128	206	162	1,441	956	198	162	
	警察事務職員	警察事務A		(401)	(290)	(11)	(9)	(306)	(221)	(6)	(5)	(245)	(173)	(20)	(18)
				733	508	18	14	608	426	8	6	435	313	21	19
警察事務B		(52)	(40)	(2)	(2)	-	-	-	-	(51)	(41)	(1)	(1)		
		70	53	2	2	-	-	-	-	78	62	3	3		
身体障害者		-	-	-	-	(0)	(0)	(0)	(0)	-	-	-	-		
		2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-		
小計		(453)	(330)	(13)	(11)	(306)	(221)	(6)	(5)	(296)	(214)	(21)	(19)		
		803	561	20	16	610	428	9	7	513	375	24	22		
警察官等 合計		(825)	(533)	(42)	(40)	(693)	(439)	(37)	(30)	(590)	(390)	(58)	(50)		
		2,554	1,668	211	180	2,283	1,556	215	169	1,954	1,331	222	184		

※ ( ) は女性で内数

## 2 採用及び昇任の選考結果

給料表	任用級	採用						合計	昇任						合計	
		知事	教育	警察	企業局	議会	その他		知事	教育	警察	企業局	議会	その他		
行政職	9	1							4							4
	8								12							12
	7		1						30	3	1	2		1		37
	6	2	7	2					64	23	4	2		1		94
	5	2	2						181	25	8	3	3			220
	4		4						119	19	7	6				151
	3	2	5	1					63	20	26	1	1			111
	2	1	1						74	9	17	2				102
	1	54		1					2							2
研究職	5								1							1
	4								3							3
	3								9							9
	2								4							4
	1	2		1												3
医療職 (一)	4															
	3								1							1
	2								4							4
	1	2		1												2
医療職 (二)	7								1							1
	6								1							1
	5								5	2						7
	4								4	2						6
	3								4	1						5
	2	6	7													13
	1															
医療職 (三)	6								4							4
	5									1						1
	4								4							4
	3			1					2							2
	2	4														4
	1															
公安職	9									5						5
	8			1						6						6
	7			8						17						17
	6			7												7
	5			1												1
	4			9												9
	3			4												4
	2			1												1
	1															
合計		76	27	37					596	104	92	16	4	2		814

## 第 4 章

### 給与関係業務

## 第4章 給与関係業務

### 1 職員給与の実態

平成25年4月1日現在における一般職の職員（現業職員、企業職員等を除く。）の給与等の実態を調査した。

その結果は、次のとおりである。

#### (1) 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区分 給料表		計	性別		学歴別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全給料表	職員数	22,855 人	13,961	8,894	19,475	915	2,451	14
	構成比	100.0 %	61.1	38.9	85.2	4.0	10.7	0.1
行政職	職員数	5,068 人	3,577	1,491	3,442	383	1,230	13
	構成比	22.2 %	70.6	29.4	67.9	7.6	24.3	0.3
公安職	職員数	3,484 人	3,200	284	2,192	161	1,130	1
	構成比	15.2 %	91.8	8.2	62.9	4.6	32.4	0.0
教育職(一)	職員数	3,983 人	2,462	1,521	3,796	97	90	-
	構成比	17.4 %	61.8	38.2	95.3	2.4	2.3	-
教育職(二)	職員数	44 人	25	19	44	-	-	-
	構成比	0.2 %	56.8	43.2	100.0	-	-	-
小中教育職	職員数	9,706 人	4,396	5,310	9,486	220	-	-
	構成比	42.5 %	45.3	54.7	97.7	2.3	-	-
研究職	職員数	218 人	194	24	215	2	1	-
	構成比	1.0 %	89.0	11.0	98.6	0.9	0.5	-
医療職(一)	職員数	25 人	17	8	25	-	-	-
	構成比	0.1 %	68.0	32.0	100.0	-	-	-
医療職(二)	職員数	233 人	89	144	190	43	-	-
	構成比	1.0 %	38.2	61.8	81.5	18.5	-	-
医療職(三)	職員数	94 人	1	93	85	9	-	-
	構成比	0.4 %	1	98.9	90.4	9.6	-	-

注1：再任用職員、任期付職員は含まれていない。

注2：構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

(2) 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	22,855	43.1	20.6	356,639	9,858	4,682	371,179
行 政 職	5,068	43.2	21.0	338,690	11,387	6,281	356,358
公 安 職	3,484	38.5	17.1	322,284	12,881	5,662	340,827
教 育 職 ( 一 )	3,983	45.1	22.1	384,502	10,739	4,573	399,814
教 育 職 ( 二 )	44	42.2	19.0	370,527	10,773	5,855	387,155
小 中 教 育 職	9,706	44.0	21.1	367,126	7,656	3,375	378,157
研 究 職	218	43.6	19.2	360,785	13,346	5,303	379,434
医 療 職 ( 一 )	25	44.9	16.7	458,152	12,180	76,324	546,656
医 療 職 ( 二 )	233	42.4	18.3	329,312	6,953	3,863	340,128
医 療 職 ( 三 )	94	43.6	20.7	358,740	3,612	2,610	364,962

注1：下段の数字は、特例条例による減額措置後の額である。

注2：給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。



## 2 民間給与の調査

職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査した。その概要は次のとおりである。

### (1) 調査事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した859の事業所について調査し、調査が完結した事業所は、次のとおりである。

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所				
産 業 計		244	87	109	48
鉱業、採石業、砂利採取業 建設業		18	7	9	2
製 造 業		121	43	57	21
電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業、運輸業、郵便業		41	15	18	8
卸 売 業、小 売 業		22	6	9	7
金 融 業、保 険 業 不動産業、物品賃貸業		8	4	3	1
教育、学習支援業、医療、福祉 サービス業等		34	12	13	9

### (2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	学 歴				
新 卒 事 務 員	大学卒	189,547	195,164	185,766	178,215
	短大卒	171,242	172,161	170,386	167,691
	高校卒	158,513	160,801	157,375	152,841
新 卒 技 術 者	大学卒	194,550	198,343	193,277	185,325
	短大卒	173,235	173,111	174,397	168,259
	高校卒	160,856	161,273	160,946	158,681
新 卒 事 務 員 及 び 新 卒 技 術 者	大学卒	191,585	196,339	189,078	181,233
	短大卒	172,169	172,581	172,315	168,010
	高校卒	159,616	161,023	159,051	155,599

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額である。

(3) 諸手当の支給状況  
ア 家族手当

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	岡 山 県	全 国
配 偶 者	13,611円	14,747円
配 偶 者 と 子 1 人	19,464円	20,695円
配 偶 者 と 子 2 人	24,602円	25,970円

イ 住宅手当

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合	
	岡 山 県	全 国
支 給	53.3%	48.9%
非 支 給	46.7%	51.1%
借家・借間居住者に対する住宅 手当月額の最高支給額の中位階層	岡 山 県	全 国
	27,000円以上28,000円未満	27,000円以上28,000円未満

ウ 特別給（賞与及び臨時給与）

区 分		岡 山 県		全 国	
		事務・技術等従業員		事務・技術等従業員 技能・労務等従業員	
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	322,909 円	376,352 円	273,679 円	
	上 半 期 (A 2)	322,843 円	376,660 円	274,307 円	
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	626,526 円	732,035 円	469,082 円	
	上 半 期 (B 2)	652,744 円	757,639 円	472,852 円	
特別給の支給割合	下 半 期 (B 1 / A 1)	1.94 月分	1.95 月	1.71 月	
	上 半 期 (B 2 / A 2)	2.02 月分	2.01 月	1.72 月	
	年 間 計	3.96 月分	3.95 月分		

注：下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは平成25年2月から同年7月までの期間をいう。

### 3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成25年10月8日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与について次のように報告及び勧告を行った。

(1) 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
371,623円	371,456円	167円 (0.04%)

注：民間給与、職員給与ともに、平成25年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

※特例条例による給与の減額措置後の職員給与（平成25年4月分の給与を基に試算）

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
371,623円	345,206円	26,417円（7.65%）

注：民間給与、職員給与ともに、平成25年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 報告（むすび）

ア 職員給与

職員給与等の決定に係りのある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(ア) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与をわずかに下回っていることが判明した。

本委員会としては、本年の較差は小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることから、給料表の改定を行わないこととした。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合とおおむね均衡していることから、本年は、改定を行わないこととした。

(ウ) 給与構造改革に伴う経過措置

給与構造改革に伴う経過措置（現給保障）については、昨年、廃止が適当であるとし、実施時期等について具体的な検討を進めることとしていた。

経過措置の対象者数については、昇給、昇格等により大幅に減少してきており、国においては本年度末で廃止されることから、本県においても早期に廃止することが適当である。

廃止に当たっては、経過措置の対象者数が比較的多い公安職や小中教育職において、平成26年4月の受給対象は1割程度と見込まれること、経過措置の廃止が決定している他県等においては、激変緩和の観点から段階的に廃止する団体が多いこと等を考慮し、平成26年度については、経過措置として支給されている給料の2分の1を減額して支給し、平成27年4月1日に経過措置を廃止することとする。

(エ) 昇給・昇格制度

昇給・昇格制度については、国及び他の都道府県の動向や本県の実情も踏まえながら、検討を進めるとしていた。

昨年、人事院は、50歳台後半層において、官民の給与差が相当程度存在しているとして、50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の改正を報告・勧告したが、国においては、人事院の報告・勧告に沿った制度改正が行われたところである。他の都道府県においては、半数の団体が国に準じた昇格制度の改正を実施しているが、昇給制度の改正を実施したのは数団体である。

給与制度は国に準拠することが基本であるが、本県の職員給与と県内民間の賃金の状況を見ると、50歳台後半層における給与水準の差は見られるものの、若年層における水準等も見据えた全体的な世代間の給与配分として検討する必要があると考えられることなどから、引き続き他の都道府県の動向等を注視しつつ、本県の実情も踏まえながら、更に検討を進めることとする。

(オ) 給与制度の総合的見直し

人事院は、給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、国家公務員給与について一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきていることから、国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、国家公務員の給与減額支給措置終了後、給与制度の見直しを実施することができるよう、所要の準備を進めるとしている。

具体的な検討課題としては、地域における官民給与の実情を踏まえた地域間の給与配分の在り方、

民間賃金の動向等を踏まえた50歳台（特に後半層）の給与水準の在り方を中心に俸給表構造の見直しを検討する世代間の給与配分の在り方、人事評価の給与への反映における昇給の効果の在り方、公務における勤務実態や民間の状況等を踏まえた諸手当の在り方などが挙げられている。

本県の給与制度は、基本的に国に準じた内容としているところであり、今後、国の動向を注視しつつ、他の都道府県の状況等も踏まえながら、必要な対応について検討を進めることとする。

#### イ 給与勧告制度の意義と役割

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させるもの（民間準拠）として、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であると考えられることによる。

こうした民間準拠により職員給与を決定する仕組みを通じて、真摯に職務に精励している職員に適切な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

#### ウ 勧告の実施及び適正な給与の確保の要請

現行の特例条例による給与の減額措置は、本年7月から平成26年3月末までの措置として行われているものであるが、平成16年度から昨年度末まで本県独自の減額措置が行われていたことを考慮すると、特例的な給与の減額措置が相当長期間に及んでいることとなる。また、国からの要請を受けて減額措置が行われたことは、地方公務員法に定める給与決定の原則に反するものであり、誠に遺憾なことと言わざるを得ず、職員の士気に及ぼす影響も危惧されるところである。

職員が、職務に対する意欲を保持しつつ、安心して職務に専念できる環境を整えるためには、地方公務員法に定める給与決定原則に基づく本来の給与水準が確保されることが重要である。労働基本権制約の代償機関である本委員会としては、減額措置が終了する平成26年4月以降の職員の給与について、給与勧告制度に基づく適正な水準が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるとともに、民間準拠による適正な給与を確保されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支 店 長 工 場 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長</li> </ul>
部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長</li> <li>・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職</li> </ul>
部 次 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職</li> </ul>
課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長</li> <li>・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職</li> </ul>
課 長 代 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・ 課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> </ul>
係 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係の長及び係長級専門職</li> <li>・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者</li> </ul>
主 任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者</li> </ul>
係 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者</li> </ul>

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	本庁部次長	課長		
7級	本庁困難課長		課長代理	課長
6級	本庁課長			
5級	副参事	係長	課長代理	課長代理
4級	主幹			
3級	主任	主任	主任	主任
2級	主事			
1級		係員	係員	係員

### (3) 勸告

職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勸告する。

給与構造改革に伴う経過措置の廃止

改定の内容

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成18年岡山県条例第3号)附則第7項の規定による給料の額については、平成26年4月1日以後、その額から2分の1を減じた額とすることとし、平成27年4月1日以後、同項の規定による給料は支給しないこととすること。

## 4 勸告実施の状況

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成18年岡山県条例第3号)附則第7項の規定による給料の額については、平成26年4月1日以後、その額から2分の1を減じた額とすることとし、平成27年4月1日以後、同項の規定による給料は支給しないこととする勸告を行ったが、当局と組合との交渉の結果、平成26年度は4分の1を減じた額を、平成27年度は4分の2を減じた額を、平成28年度は4分の3を減じた額をそれぞれ支給することとし、平成29年度以降は支給しないことで妥結し、条例改正が行われた。

## 第 5 章

### 勤務条件関係等業務



## 第5章 勤務条件関係等業務

### 1 勤務条件

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）第11条第1項第18号の規定により、岡山県教育委員会から、職員が2013 I P C陸上競技世界選手権大会に日本代表選手として参加するための特別休暇の特例承認申請があり、これを承認した。（適用：平成25年7月16日）

### 2 服 務

平成25年度において規則等の改廃等を行ったもの …… なし

### 3 その他

- (1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岡山県人事委員会規則第2号）を改正し、任命権者が職員を派遣することができる公益的法人等の名称を変更した（公益財団法人中国四国酪農大学校及び公益社団法人おかやまの森整備公社）（適用：平成25年6月11日）
- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岡山県人事委員会規則第2号）を改正し、任命権者が職員を派遣することができる公益的法人等から、財団法人津山慈風会を削除した。（適用：平成26年4月1日）
- (3) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岡山県条例第51号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第7条第4項に規定する人事委員会が定める要件により、岡山県教育委員会から、自己啓発休業をする教員の退職手当算定の在職期間から休業期間の2分の1の月数だけを除算する取扱いとするための承認申請が2件あり、これを承認した。（適用：平成26年3月25日）

## 第 6 章

### 公平審查關係業務

## 第6章 公平審査関係業務

### 1 勤務条件に関する措置要求

- (1) 平成25年度において判定したもの …… 1件
- (2) 平成25年度において審査したもの …… 1件
- (3) 平成25年度において却下したもの …… 1件
- (4) 平成25年度において取下げのあったもの …… なし

### 2 不利益処分に関する不服申立て

- (1) 平成25年度において裁決したもの …… 1件

平成23年第1号不服申立事案	
1 当事者	不服申立人 元警察官 / 処分者 警察本部長
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成23年8月2日
(2) 処分内容	辞職承認処分
3 審査の状況	
(1) 不服申立年月日	平成23年9月21日
(2) 受理年月日	平成23年10月7日
(3) 準備手続	平成24年5月31日(第1回), 平成24年8月2日(第2回) 平成24年9月21日(第3回)
(4) 口頭審理	平成24年11月5日(第1回), 平成24年11月28日(第2回) 平成25年2月1日(第3回)
(5) 裁決年月日	平成25年5月21日
(6) 裁決内容	処分取消

- (2) 平成25年度において審査したもの …… 3件(上記裁決をしたものを含む。)

平成25年第1号不服申立事案	
1 当事者	不服申立人 元教員 / 処分者 教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成25年5月10日
(2) 処分内容	懲戒処分(免職)
3 審査の状況	
(1) 不服申立年月日	平成25年7月2日
(2) 受理年月日	平成25年7月16日
(3) 準備手続	平成25年11月20日
(4) 口頭審理	平成26年1月8日(第1回), 平成26年2月27日(第2回)

平成25年第2号不服申立事案	
1 当事者	不服申立人 警察官 / 処分者 警察本部長
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成23年8月2日

(2) 処 分 内 容 懲戒処分 (停職6月)

3 審査の状況

(1) 不服申立年月日 平成25年11月1日

(2) 受 理 年 月 日 平成25年11月19日

(3) 平成25年度において却下したもの …… なし

(4) 平成25年度において取下げのあったもの …… なし

(5) 平成25年度において打ち切ったもの …… なし

### 3 苦情処理

平成25年度において苦情相談があったもの …… 16件

(単位：件)

事項	処理	制度説明	アドバイス	当局に伝達	調査申入れ	その他	計
任用関係			1		1		2
給与関係					2		2
勤務条件			1	1	1	1	4
福利厚生							
いじめ等	1			1	4		6
その他					1	1	2
計		1	2	2	9	2	16

### 4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧

平成26年3月31日現在の受託団体は次のとおりである。

団体の種類	団 体 数	計
市	井原市, 総社市, 高梁市, 新見市, 備前市, 瀬戸内市, 赤磐市, 真庭市, 美作市, 浅口市 (10市)	61団体
町 村	和気町, 早島町, 里庄町, 矢掛町, 新庄村, 鏡野町, 勝央町, 奈義町, 西粟倉村, 久米南町, 美咲町, 吉備中央町 (県内全12町村)	
一部事務組合	専任の職員を置いているすべての組合 (39一部事務組合)	

### 5 その他

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則 (昭和26年岡山県人事委員会規則第5号) を改正し, 要求者に措置要求書への署名押印でなく記名押印を求めることとした他規定の整備を行った。(適用: 平成25年8月23日)

## 第 7 章

### 職員団体関係業務

## 第 7 章 職員団体関係業務

### 1 職員団体の登録

#### (1) 県関係

平成25年度に新規登録，解散，登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また，登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（4件）。

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
1	岡山県職員労働組合	25. 7. 8	役員変更
2	岡山県教職員組合	25. 4. 12	役員変更
3	岡山県高等学校教職員組合	25. 7. 8	役員変更
4	自治労岡山県学校事務職員労働組合	25. 4. 18	役員変更

#### (2) 受託地方公共団体関係

平成25年度に解散，登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。新規登録をした職員団体は次のとおりであった（1件）。また，登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（14件）。

##### ① 新規登録

登録番号	団体名	登録年月日
57	新庄村職員組合	25. 10. 16

##### ② 登録事項の変更

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
6	浅口市職員労働組合	25. 10. 11	役員変更
33	浅口市職員組合	25. 10. 16	役員変更
44	新見市職員労働組合	25. 8. 2	役員変更
48	総社市職員組合	25. 8. 12	役員変更
50	自治労新見市職員組合	25. 6. 17	役員変更
51	美咲町職員労働組合	25. 8. 30	役員変更
52	真庭市職員労働組合	25. 9. 13	役員変更
54	高梁市幼児教育教職員組合	25. 4. 12 26. 2. 27	役員変更 規約変更
55	井原市幼児教育教職員組合	25. 4. 12 26. 2. 6	役員変更 規約変更
56	総社市幼児教育教職員組合	25. 4. 17 26. 2. 7 26. 3. 12	役員変更 規約変更 "

## 2 管理職員等の範囲の指定

### (1) 県関係

職の新設・改廃等に基づき、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

機 関 名		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号	
知事部局	本 庁	福祉政策企画監 総括参事（庁舎管理班） 副参事（職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの）	総括副参事（財政課） 副参事（秘書課） 総括主幹（庁舎管理班） 主幹（職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの及び人事班）	職の改廃	25. 3. 29 規則第16号	
	自動車税事務所		所長 総務収税課長	機関の廃止		
教育委員会	教 育 事 務 所	義務教育支援課長 総括副参事（学校支援班） 副参事（〃） 総括主幹（総務班及び教職員班） 主幹（学校支援班） 主任（〃）	教職員課長 総括参事（総務班及び教職員班） 主事（教職員班）	職の改廃		
	図 書 館	総務・メディア課長	総務企画課長	職の改廃		
	古代吉備文化財センター	参事		職の新設		
人 事 委 員 会 事 務 局			課長	職の廃止		
知事部局	出先機関	県民局	総括主幹（地域総務課に属する者）		職の改廃	25. 9. 10 規則第21号
				主幹（総務班に属する者で人事の事務を行うものに限る。）		
		総括主任	総括主任（地域総務課に属する者に限る。）			

### (2) 受託地方公共団体関係

職の新設・改廃等に伴い、岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。

地方公共団体名	機 関 名		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
井原市	市長部局	本庁	地域医療監		職の新設	25. 6. 28 規則第19号
		保健センタ		参事	職の廃止	

		—				
		偕楽園		次長	職の廃止	
		勤労者野外活動施設		所長	職の廃止	
	教育委員会	青年会館		館長	組織の廃止	
高梁市	市長部局	本庁	政策監 管財係長 行政係長	政策統括監 庶務管財係長 庶務管財係主任	職の新設 及び廃止	
	教育委員会	事務局	総務係主任		職の新設	
新見市	教育委員会	事務局	次長		職の新設	
備前市	市長部局	勤労青少年ホーム		館長	組織の廃止	
		働く婦人の家		館長	組織の廃止	
	教育委員会	埋蔵文化財管理センター	所長		組織の新設	
赤磐市	市長部局	本庁	主幹（秘書広報班及び文書法制班に属する者に限る。）	主査（秘書広報班及び文書法制班に属する者に限る。）	職の新設及び廃止	
西栗倉村	村長部局	本庁	会計管理者		職の新設	
		診療所	事務長	所長	職の新設及び廃止	
		あわくら荘		支配人	職の廃止	
浅口市	教育委員会	博物館	館長		職の新設	25. 9.10 規則第22号



## 第 8 章

### 労働基準監督機関関係業務

## 第 8 章 労働基準監督機関関係業務

### 1 労働基準監督機関職権行使者

労働基準監督機関の職権は、平成23年10月7日人事委員会の決議により、森委員に委任されている。

### 2 労働基準法別表第1の事業区分

次の事業所の新設に伴い、岡山労働局長と協議の上、次のとおり号別決定を行った。

区 分	名 称	号 別	決定年月日	備 考
教育委員会	岡山県立倉敷まきび支援学校	12号	26. 1. 1	

### 3 労働基準法に基づく諸届の受理等

平成25年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
時間外労働、休日労働に関する協定の締結届	94	年度当初91件、追加1件、変更2件
解雇予告除外認定	2	
宿日直勤務許可	3	うち再申請1件

### 4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等

平成25年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
衛生管理者等選任報告	75	衛生管理者63件、産業医12件
健康診断結果報告	1	
労働者死傷病報告	1	
機械等設置届	1	工業用X線回折装置
特定機械等の性能検査実施	22	(一社)日本ボイラ協会委託分18件 (一社)日本クレーン協会委託分4件
ボイラー休止等報告	2	休止1件、廃止1件
第一種圧力容器休止報告	1	
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請	1	